

「環境表示ガイドライン」の改定案に対する 意見募集（パブリックコメント）について

「環境表示ガイドライン」の改定案について、広く国民の皆様からの御意見をお聴きするため、令和8年2月16日（月）から3月17日（火）までの間、パブリックコメントを実施します。

1 経緯

環境省が事業者等による適切な環境表示のあり方について取りまとめ、策定した「環境表示ガイドライン」（平成25年3月改定）について、近年の国内外の動向等を踏まえ、見直しを行うため、学識経験者と企業担当者等によって構成される「令和7年度環境表示のあり方に関する検討会」を設置し検討を行い、改定案を作成しました。

については、最終的な取りまとめの参考とするため、本案について国民の皆様から広く御意見を募集します。

2 意見募集対象

（別添）「環境表示ガイドライン」の改定案

3 意見募集要領

(1) 意見募集期間

令和8年2月16日（月）から令和8年3月17日（火）

(2) 意見提出方法

次の①又は②のいずれかの方法で提出してください。

①電子政府の総合窓口「e-Gov」を利用する場合

電子政府の総合窓口「e-Gov」の「意見提出フォーム」から提出してください。

「e-Gov」 <https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public>

②電子メールの場合

下記＜意見提出用紙の様式＞に従い、必ずメール本文にテキスト形式で記載してください。（添付ファイルによる提出はお受けできません。）

電子メールアドレス：GPL@env.go.jp

環境省 大臣官房 環境経済課 環境表示ガイドライン担当 宛て

＜意見提出用紙の様式＞

【件名】「環境表示ガイドライン」に係るパブリックコメント

※必ず上記の件名でお送りください。

【宛先】 環境省 大臣官房 環境経済課 環境表示ガイドライン担当

【御氏名（及び会社名／部署名）】

【郵便番号・住所】

[電話番号]

[メールアドレス]

[御意見]

- ・ 該当箇所（改定案のページ数・行数を明記してください。）
- ・ 意見内容（2,000字以内で記載）

(注意事項)

- ・ 必ず「意見募集要領」に基づき御意見を提出してください。「意見募集要領」に沿って提出されていない場合は、無効とさせていただきます。
- ・ 直接持参又は電話での御意見の提出はお受けできません。
- ・ 御意見は、日本語で御提出ください。
- ・ 御意見の該当箇所が分かるよう、改定案のページ数、行数などを明記してください。
- ・ 御意見の内容は、2,000字以内で簡潔に記載願います。
- ・ 御意見に対する個別の回答はいたしかねますので御了承願います。
- ・ いただいた御意見については、名前、住所、電話番号及び電子メールアドレスを除き、公開される可能性がありますので、御了承ください。
- ・ なお、名前、住所、電話番号及び電子メールアドレスについては、御意見の内容に不明な点があった場合の連絡以外の用途では使用いたしません。

4 資料の入手方法

資料は、以下により入手可能です。

- (1) 電子政府の総合窓口 (<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public>)
- (2) 環境省ホームページ (<https://www.env.go.jp/info/iken/index.html>)
- (3) 環境省大臣官房環境経済課において配布

(東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館25階)

※入館の手続きが必要であるため、前日までに電話等での御連絡をお願いします。

* 「令和7年度環境表示のあり方に関する検討会」における検討状況については、環境省ホームページの以下のサイトを御参照ください。

https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/page_00094.html

5 留意事項

以下に該当する場合は、いただいた御意見の内容によっては受付の対象外とさせていただきますので、あらかじめ御了承ください。

- ・ 本要領に即して記入されていない場合
- ・ 御意見の内容が「環境表示ガイドライン」の改定案と無関係な場合
- ・ 個人・法人・事業等の権利利益を害するおそれがある場合
- ・ 個人・法人・事業等の誹謗中傷に該当する場合
- ・ 事業・ホームページ・思想等の宣伝・広告に該当する場合